



# 山形県公報

平成21年7月28日（火）  
第2063号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）…849

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（地域福祉課）…851
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…852
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…853
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…854
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…同
- 一般国道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…855

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…857
- 監査結果の公表……………（監査委員）…860

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第65号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第4号の2の2（表）中「障害児の」を「障がい児の」に改め、同様式（裏）中

- (3) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）以外の資産を有さないこと。
- (4) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の合計額が次の区分に応じそれぞれ定める額以下であること。
  - イ 申請者の属する世帯が単身世帯である場合 500万円
  - ロ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯である場合 1,000万円

3 個別減免・医療型個別減免に関する認定（次のいずれかに該当する場合に限る。）  
 個別減免・医療型個別減免を申請します。（該当する番号に○をつけてください。）

- |                                                                                                                                                                                          |                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| (1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合<br>イ 施設入所申請者であること。<br>(年齢 歳)<br>ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。<br>ハ 一定の資産を有していないこと。<br>(イ) 預貯金等の額が500万円以下であること。<br>(ロ) 不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）を所有していないこと。 | (2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合<br>(年齢 歳) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|

を

3 個別減免・医療型個別減免に関する認定（次のいずれかに該当する場合に限る。）  
 個別減免・医療型個別減免を申請します。（該当する番号に○をつけてください。）

- |                                                                                                |                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| (1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合<br>イ 施設入所申請者であること。<br>(年齢 歳)<br>ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。 | (2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合<br>(年齢 歳) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|

に改める。

別記様式第4号の3中「障害児氏名」を「障がい児氏名」に、

- (3) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）以外の資産を有さないこと。
- (4) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の合計額が次の区分に応じそれぞれ定める額以下であること。
  - イ 申請者の属する世帯が単身世帯である場合 500万円
  - ロ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯である場合 1,000万円

3 個別減免・医療型個別減免に関する事項  
 次のいずれかに該当することとなった（該当しなくなった）ので届け出ます。（該当することとなった（該当しなくなった）番号に○をつけてください。）

- |                                                                                                                                                 |                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| (1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合<br>イ 施設入所申請者であること。<br>(年齢 歳)<br>ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。<br>ハ 一定の資産を有していないこと。<br>(イ) 預貯金等の額が500万円以下であること。 | (2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合<br>(年齢 歳) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|

を

(ロ) 不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）を所有していないこと。

3 個別減免・医療型個別減免に関する事項

次のいずれかに該当することとなつた（該当しなくなつた）ので届け出ます。（該当することとなつた（該当しなくなつた）番号に○をつけてください。）

(1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合

イ 施設入所申請者であること。  
（年齢 歳）

ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。

(2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合  
（年齢 歳）

に改める。

別記様式第4号の4中

障  
害  
児

を

障  
が  
い  
児

に改める。

別記様式第4号の5中「障害児施設受給者証」を「障がい児施設受給者証」に、「障害児氏名」を「障がい児氏名」に改める。

別記様式第4号の6中「障害児氏名」を「障がい児氏名」に改める。

別記様式第4号の7（表）の注書第3項第7号中「障害児」を「障がい児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の別記様式第4号の4による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式による証票とみなす。

3 改正前の別記様式第4号の2の2から別記様式第4号の7までによる用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 長 沢 内 科 医 院       | 山形市香澄町3-3-8キタヤビル2F  | 平成21. 5. 31 |
| 石 田 内 科 医 院       | 米沢市門東町二丁目8番30号      | 同 6. 26     |
| ハート調剤薬局たかさか店      | 鶴岡市高坂字宮下113番地1      | 同 7. 1      |

## 山形県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地                  | 指定年月日      |
|------------------|----------------------------------|-----------------------------|------------|
| ゴールデンスタッフ山形      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 山形市上町五丁目5番地27号 フォレストネットビル2階 | 平成21. 5. 1 |
| あすなる窪田デイサービスセンター | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 米沢市窪田町窪田1421番地1             | 同          |
| グループホームあすなる窪田    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地1             | 同 6. 1     |
| デイサービスセンターさんゆう   | 介護予防通所介護                         | 米沢市万世町桑山2194番地              | 同 7. 1     |
| せんじゅ在宅サービス       | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 山形市上町二丁目3番2号                | 同 7. 3     |

## 山形県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地      | 廃止年月日       |
|------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|
| あすなる窪田デイサービスセンター | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 米沢市窪田町窪田1421番地1 | 平成21. 4. 30 |
| グループホームあすなる窪田    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地1 | 同 5. 31     |

## 山形県告示第705号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|-------------------------|---------|-------------|
| 株式会社小野寺ドライクリーニング工場 | 福祉用具 フジ<br>鶴岡市千石町10番81号 | 福祉用具貸与  | 平成21. 5. 31 |

**山形県告示第706号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------------------------|---------|-------------|
| 庄内医療生活協同組合     | 訪問看護ステーションきずな<br>鶴岡市大字日枝字海老島159-1    | 居宅介護支援  | 平成21. 5. 27 |
| 有限会社そよ風の森      | ヘルパーステーションそよ風の森<br>鶴岡市下川字龍花崎41番1039号 | 居宅介護支援  | 同 6. 11     |

**山形県告示第707号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類    | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------|------------|-------------|
| 株式会社小野寺ドライクリーニング工場   | 福祉用具 フジ<br>鶴岡市千石町10番81号 | 介護予防福祉用具貸与 | 平成21. 5. 31 |

**山形県告示第708号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成21年7月17日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（上郷地区）
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成21年7月31日から同年8月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第709号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成21年7月17日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（湯田川地区）  
 (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成21年7月31日から同年8月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 赤湯停車場大橋線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|---------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 南陽市中ノ目字式反田29番1から<br>同 大橋字地藏浦東2486番1まで | 旧    | 13.5 <small>メートル</small><br>}<br>9.6 | <small>メートル</small><br>194 |
| 同 上                                   | 新    | 13.5 <small>メートル</small><br>}<br>9.6 | 同 上                        |

**山形県告示第711号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤湯停車場大橋線  
 2 供用開始の区間 南陽市中ノ目字式反田29番1から  
同 大橋字地藏浦東2486番1まで  
 3 供用開始の期日 平成21年7月28日

**山形県告示第712号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 345号  
 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字雁ヶ原533番1から  
同 534番3まで

- 3 供用開始の期日 平成21年7月28日

### 山形県告示第713号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第114号
- 2 指定の場所 東根市神町東一丁目5928-2の一部、5928-5の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長42.33メートル
- 4 指定年月日 平成21年7月16日

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成21年7月28日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年7月29日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県スポーツ振興審議会委員の解任及び任命等について  
(2) 教職員の人事について

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地                     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家                       |                                        |                                        |                                        | 賃                                      |                                        |        |                          | 金 額 | 摘 要 |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|-----|-----|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 | 円      | 円                        |     |     |
| 県営春日アパー<br>ト3号   | 米沢市春日五丁<br>目2-43          | 3DK  | 75.6                          | 1          | 一般用 | 25,700                  | 29,700                                 | 34,000                                 | 38,300                                 | 43,800                                 | 50,500                                 | 50,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |     |
| 同 中田第一ア<br>パート5号 | 米沢市中田町<br>658-3           | 同    | 75.4                          | 1          | 同   | 25,800                  | 29,700                                 | 34,000                                 | 38,400                                 | 43,800                                 | 50,600                                 | 50,600 |                          |     |     |
| 同 小国アパー<br>ト1号   | 東置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-9 | 同    | 58.0                          | 3          | 同   | 13,000                  | 15,000                                 | 17,100                                 | 19,300                                 | 22,100                                 | 25,500                                 | 25,500 |                          |     |     |
| 同 2号             | 同 3-8                     | 同    | 59.4                          | 2          | 同   | 13,900                  | 16,100                                 | 18,400                                 | 20,700                                 | 23,700                                 | 27,300                                 | 27,300 |                          |     |     |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年8月3日から同月7日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成21年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年9月下旬から10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地           | 規格   |             | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要     |                            |
|---------------|---------------|------|-------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------|----------------------------|
|               |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |
| 県営川南アパルト1号    | 酒田市若宮町二丁目1-1  | 2DK  | 51.2        | 1    | 一般用 | 15,700          | 18,100                     | 20,700                     | 23,300                     | 26,700 | 30,800 | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 東泉アパルト3号(A) | 同 東泉町四丁目15-22 | 3DK  | 63.5        | 1    | 同   | 18,800          | 21,700                     | 24,900                     | 28,100                     | 32,100 | 37,000 |                            |
| 同 狩川アパルト      | 同 庄内町狩川字山居22  | 同    | 58.0        | 1    | 同   | 12,900          | 15,000                     | 17,100                     | 19,300                     | 22,100 | 25,500 |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年8月5日～同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は平成21年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成21年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成21年4月から平成21年6月まで実施した平成20年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成21年7月28日

山形県監査委員 野 川 政 文  
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関24箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|------------|-------------|------|
| 置 賜 教 育 事 務 所           | 平成21年4月21日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 村 山 事 務 所               | 平成21年4月21日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 置 賜 事 務 所               | 平成21年4月21日 | 野川委員        | 小山委員 |
| 発 電 所 建 設 事 務 所         | 平成21年4月21日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 米 沢 警 察 署               | 平成21年4月21日 | 野川委員        | 小山委員 |
| 東 京 事 務 所               | 平成21年5月11日 | 野川委員        | 小山委員 |
| 酒 田 警 察 署               | 平成21年5月12日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 鶴 岡 事 務 所               | 平成21年5月12日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 鶴 岡 警 察 署               | 平成21年5月12日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 米 沢 女 子 短 期 大 学         | 平成21年5月26日 | 野川委員        | 濱田委員 |
| 鶴 岡 病 院                 | 平成21年5月26日 | 寒河江委員       | 小山委員 |
| 河 北 病 院                 | 平成21年5月26日 | 寒河江委員       | 小山委員 |
| 中 央 病 院                 | 平成21年5月26日 | 野川委員        | 濱田委員 |
| が ん ・ 生 活 習 慣 病 セ ン タ ー | 平成21年5月26日 | 野川委員        | 濱田委員 |
| 救 命 救 急 セ ン タ ー         | 平成21年5月26日 | 野川委員        | 濱田委員 |
| 村 山 特 別 支 援 学 校         | 平成21年5月26日 | 寒河江委員       | 小山委員 |
| 大 阪 事 務 所               | 平成21年6月16日 | 寒河江委員       | 濱田委員 |
| 新 庄 病 院                 | 平成21年6月16日 | 野川委員        | 小山委員 |
| 最 上 総 合 支 庁 総 務 企 画 部   | 平成21年6月16日 | 野川委員        | 小山委員 |

|               |            |       |      |
|---------------|------------|-------|------|
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 平成21年6月16日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 最上総合支庁産業経済部   | 平成21年6月16日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 最上総合支庁建設部     | 平成21年6月16日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 最上事務所         | 平成21年6月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 名古屋事務所        | 平成21年6月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## ア 置賜教育事務所

(7) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

## イ 最上総合支庁保健福祉環境部

(7) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ウ 最上総合支庁産業経済部

(7) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

## エ 最上総合支庁建設部

(7) 合理的理由もなく、年度末に物品を大量に購入するなど、物品の管理が適切でないものがある。

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## ア 支 出

(7) 期末手当・勤勉手当の支給額を誤っているものがある。(鶴岡事務所)

(4) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。(米沢女子短期大学、最上総合支庁建設部)

## イ 契 約

(7) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証に代わる担保としての有価証券の取扱いが適切でないものがある。(中央病院)

## ウ 財 産

(7) 合理的理由もなく、年度末に物品を相当数購入するなど、物品の管理が適切でないものがある。(最上総合支庁総務企画部、産業経済部)

平成21年 7月28日印刷  
平成21年 7月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056